

Q.

台湾の個人顧客を対象として小口貨物を輸出する予定です。その際に適用される優遇措置について、教えてください。また、今後他のアジア諸国・地域への小口貨物輸出も検討しているため情報があれば教えてください。

A.

台湾への小口貨物について、台湾の法律が定める条件を満たす場合、関税等が免除されるといったメリットがあります。台湾のほかに、小口貨物の関税減免制度がある国・地域もあります。

解説

1. 台湾への小口貨物の輸出について

主に個人顧客が販売対象で、課税価格が2,000台湾ドル以下となる小口貨物を台湾へ輸出する場合、関税、物品税および営業税（消費税）は免除されます。ただし、一定量以上のアルコール、タバコおよび農産物については除きます。この関税減免制度は、税関から承認された小口貨物の輸出にのみ適用され、すべての小口貨物に適用され

こちらは信用金庫とのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)